

京都大学総合生存学館教育研究体制等の在り方検討特別委員会要項

令和3年7月13日総長裁定制定

第1 京都大学総合生存学館の今後の教育研究体制等の在り方について検討するため、研究科長部会の下に特別委員会として、総合生存学館教育研究体制等の在り方検討特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。

第2 特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 企画担当の理事
- (2) 研究担当の理事
- (3) 教育担当の理事
- (4) 大学院横断教育プログラム推進センター長
- (5) 総長が指名する研究科長 若干名
- (6) 総長が指名する附置研究所の長 若干名
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第7号の委員は、総長が委嘱する。

第3 特別委員会に委員長を置き、総長が指名する。

2 委員長は、特別委員会を招集し、議長となる。

第4 特別委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 特別委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 特別委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 特別委員会が、結論を得たときは、研究科長部会に提示したうえ、総長に報告する。

2 前項の報告をもって特別委員会は解散する。

第7 特別委員会に関する事務は、関係する部局等の協力を得つつ、企画部企画課において処理する。

第8 この要項に定めるもののほか、特別委員会に関し必要な事項は、特別委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この要項は、令和3年7月13日から実施する。